附則第十一条第五項	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）第十三条の規定による改正後の
	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率
	法による年金である給付
、法	
（法	
附則第十一条第五項第二号	法第百二条第一項
附則第十一条第六項	法第百二条第一項
（法	
附則第十一条第七項	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）第十三条の規定による改正後の
附則第十一条第八項	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）第十三条の規定による改正後の
、法	
附則第十一条の二の見出し	法による年金である給付
附則第十一条の二第一項	法第四十四条の二から第四十四条の五まで
附則第十一条の二第二項	法第四十四条の二（法第四十四条の三から第四十四条の五まで

附則第十一条の二第二項第一号	法第四十四条の二第一項
附則第十一条の二第三項	法第四十四条の三（法第四十四条の五
附則第十一条の二第四項	法第四十四条の四（法第四十四条の五
附則第十一条の二第五項	法第四十四条の五
附則別表備考	法第四十四条の二第一項第一号

2　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る平成十五年地共済改正令附則第二条、第五条第一項から第四項まで及び第六条から第十条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十五年地共済改正令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二条	地方公務員等共済組合法（以下「法」という	法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項の規定により読み替えて適用する
	ついては、	ついては、平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する
附則第五条第一項	法による	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち
	同じ	「法による障害共済年金」という
	改正前の法	平成十二年改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「改正前の法」という。）
附則第五条第三項	法による	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち
	（法	（改正前地共済法
	同じ	「法による遺族共済年金」という
附則第七条第三項及び第九条第三項	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率	改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率